

【日本学生支援機構奨学金】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急のお知らせ

A.第二種奨学金の貸与期間の延長

1.対象者以下の条件を全て満たす者

- ①令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
- ③卒業の予定期を超えて在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認めるもの

2.申込期限

令和2年12月25日（金）まで

3..貸与期間

延長できる期間は通算最大1年間です。

B.第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

1. 対象者以下の条件を全て満たす者

- ①令和2年度に第二奨学金の貸与を受けている者
 - ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている者
- ※令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。
- ※申請時において既に復学し、令和2年度末まで当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
- ※令和3年4月以降の活動の扱いについては、追ってお知らせします。

2.申込期限

令和2年12月25日（金）まで

3.貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

C.第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

1. 対象者以下の条件を全て満たす者

①第二種奨学金の基準を満たしていること

- ・第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を適用
- ・家計基準は、2020 年度（2019 年分）の収入が適用

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和 2 年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている者

※推薦時に当該活動を行ってなくても、令和 3 年 3 月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。

※申請時において既に活動が終了し、令和 2 年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

※令和 3 年 4 月以降の活動の扱いについては、追ってお知らせします。

2. 申込期限

令和 3 年 1 月 8 日（金）まで

3. 貸与期間

当該休学期間における活動開始年月（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）から卒業予定期

D.緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集

1. 対象者以下の条件を全て満たす者

①第二種奨学金の基準を満たしていること

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万以上ではないこと）

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（新型コロナウイルス感染症拡大前より 50%以上減少）したこと

2. 申込期限

令和 3 年 1 月 8 日（金）まで

3. 貸与期間

令和 3 年 1 月～3 月まで（延長は出来ません）

〔申込・申込相談〕

宇都宮大学学務部学生支援課奨学支援係

窓口・電話にて対応しております。

（Tel：028-649-5102） 9：00～17：00